

国立大学法人和歌山大学事務分掌規程

制 定 平成16年 6月23日

全部改正 平成24年 3月30日

法人和歌山大学規程 第1263号

最終改正 令和 7年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則第18条第4項の規定に基づき、各課及び各室における事務の分掌を定める。

(共通事項)

第2条 次の各号に掲げる事項は各課及び各室に共通するものとし、各課及び各室に関する事務並びに担当する学部、学環、研究科及び附属機関に関する事務を分掌する。ただし、別に定めがある場合においてはこの限りではない。

- (1) 将来計画、中期計画及び評価に関すること。
- (2) 規程の制定及び改廃案の作成に関すること。
- (3) 諸行事及び会議に関すること。
- (4) 所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (5) 資産及び施設の管理保全に関すること。
- (6) 配分された予算（常勤教職員に係る人件費分を除く。）に関すること。
- (7) 教職員の休暇、勤務時間等の管理及び出張に関すること。
- (8) 文書の管理及び公印の管守に関すること。

(企画課)

第2条の2 企画課においては、次の事務を行う。

- (1) 大学の企画関係及び評価関係における各部局との連絡調整に関すること。
- (2) 大学の将来計画、組織の設置改廃及び概算要求等に関すること。（文科省との折衝を含む。）
- (3) 中期目標・計画に関すること。
- (4) 役員会、経営協議会、教育研究評議会等法定会議に関すること。
- (5) 教育研究活動等の自己点検・評価及び外部評価に関すること。
- (6) 認証評価機関が行う認証評価に関すること。
- (7) 国立大学法人評価委員会の行う評価に関すること。
- (8) 教員の活動状況評価に関すること。
- (9) 管理業務の運営方針に関すること。
- (10) 戦略情報室の事務に関すること。
- (11) 大学の広報並びに出版物及びホームページに関すること。
- (12) 情報公開に関すること。
- (13) 個人情報の保護に関すること。

(総務課)

第3条 総務課においては、次の事務を行う。

- (1) 総務関係における各部局との連絡調整に関すること。
- (2) 大学の儀式に関すること。
- (3) 学則その他諸規則の制定及び改廃に関すること。

事務分掌規程

- (4) 勤務時間及び出張に関すること。
 - (5) 法人の文書管理に関すること。
 - (6) 学長選考・監察会議に関すること。
 - (7) ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン推進本部（以下「D E I 推進本部」という。）の事務に関すること。
 - (8) ジェンダー・エクイティ推進室の事務に関すること。
 - (9) 総合相談窓口に関すること。
 - (10) 役員の秘書に関すること。
 - (11) 大学が行う基金の募集及び活用計画に関すること。
 - (12) 大学の後援会及び同窓会組織の支援に関すること。
- 2 総務課教育学部各附属学校係においては、各附属学校に関する次の事務を行う。
- (1) 現職教育に関すること。
 - (2) 教職員並びに児童の諸願届及び諸証明に関すること。
 - (3) 児童・生徒の健康管理、安全管理及び日本スポーツ振興センター災害共済給付に関すること。
 - (4) 就学援助の交付に関すること。
 - (5) 学校給食に関すること。
 - (6) 授業計画及びその実施に関すること。
 - (7) 入学、卒業及び学籍異動に関すること。
 - (8) 教育実習に関すること。
 - (9) 指導要録等公簿の整理保存に関すること。
 - (10) 図書室に関すること。
- 3 大学業務支援室においては、次の事務を行う。
- (1) 講義室、演習室の維持管理に関すること。
 - (2) 大学構内の環境整備に関すること。
- 4 地域連携推進プラットフォーム支援室においては、次の事務を行う。
- (1) 地域連携推進プラットフォーム及び高等教育共創コンソーシアム和歌山に関すること。
- (人事労務課)
- 第3条の2 人事労務課においては、次の事務を行う。
- (1) 人事関係における各部局との連絡調整に関すること。
 - (2) 教職員の定員の管理に関すること。
 - (3) 教員の公募及び資格審査に関すること。
 - (4) 任免、給与決定及び諸手当に関すること。
 - (5) 給与並びに健康保険、年金、労働災害補償保険、雇用保険及び所得税に関すること。
 - (6) 人事記録及び教職員の諸証明に関すること。
 - (7) 服務及び勤務評定に関すること。
 - (8) 教職員の健康管理及び福利厚生に関すること。
 - (9) 安全衛生委員会に関すること。
 - (10) 研修に関すること。

- (11) 分限及び懲戒に関すること。
- (12) 教職員のハラスメント防止に関すること。
- (13) 退職手当に関すること。
- (14) 兼業に関すること。
- (15) 教職員組合又は教職員の過半数代表に関すること。
- (16) 栄典及び表彰に関すること。
- (17) 名誉教授に関すること。

(財務課)

第4条 財務課においては、次の事務を行う。

- (1) 財務関係における各部局との連絡調整に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 財務分析に関すること。
- (4) 債権の管理及び徴収に関すること。
- (5) 支出及び経理に関すること。
- (6) 会計関係書類の検査に関すること。
- (7) 寄附金及び預り金に関すること。
- (8) 資金の運用及び管理に関すること。
- (9) 公的資金の不正防止に関すること

2 財務課契約室においては、次の事務を行う。

- (1) 物品の調達及び役務の契約に関すること。
- (2) 官公需及びグリーン購入に関すること。
- (3) 旅費、謝金に関すること。

(施設整備課)

第5条 施設整備課においては、次の事務を行う。

- (1) 施設整備関係における各部局との連絡調整に関すること。
- (2) 施設の将来計画、維持管理及び活用に関すること。
- (3) 工事及び設備に伴う役務に関すること。
- (4) 建物、設備の点検評価、維持保全及び防火管理に関すること。
- (5) エネルギーの管理に関すること。
- (6) 安全衛生管理に関すること。
- (7) 資産の取得及び管理に関すること。
- (8) 職員宿舎に関すること。
- (9) 栄谷会館に関すること。
- (10) 資産の貸借及び処分に関すること。
- (11) 防災関係事務の企画立案及び調整に関すること。

(研究・社会連携課)

第6条 研究・社会連携課においては、次の事務を行う。

- (1) 研究・社会連携関係における各部局との連絡調整に関すること。
- (2) 科学研究費補助金等学術研究の助成に関すること。
- (3) 受託研究及び民間機関等との共同研究に関すること。
- (4) 寄附金の受入れに関すること。

事務分掌規程

- (5) 発明及び特許に関すること。
- (6) 内地研究員等国内における研究員、研修員に関すること。
- (7) 研究倫理に関すること。
- (8) 産学連携イノベーションセンター（URA室を含む。）の事務に関すること。
- (9) アントレプレナーシップデザインセンターの事務に関すること。
- (10) 研究支援に関すること。
- (11) システム工学部学生の実験、実習、演習及び実験実習機器の管理保全に関すること。
- (12) 各種技術の開発に関すること。
- (13) 安全衛生委員会からの依頼に基づく全学安全衛生の協力に関すること。

2 研究・社会連携課社会連携室においては、次の事務を行う。

- (1) 災害科学・レジリエンス共創センターの事務に関すること。
- (2) 地方自治体等地域との連絡調整に関すること。
- (3) 和歌山県等自治体と和歌山大学との連携推進協議会に関すること。
- (4) 食農総合研究教育センターの事務に関すること。
- (5) 紀州経済史文化史研究所の事務に関すること。
- (6) サテライト及びラーニングスペースに関すること。

（学務課）

第7条 学務課においては、次の事務を行う。

- (1) 学務関係における各部局との連絡調整に関すること。
- (2) 教育事務の総括及び連絡調整すること。
- (3) 教務に関する企画・立案及び連絡調整すること。
- (4) 教育課程に係る調査研究・連絡調整に関すること。
- (5) 教務システムに係る総括及び連絡調整に関すること。
- (6) 学生の身分異動に関すること。
- (7) 学籍データの管理に関すること。
- (8) 学生証の発行に関すること。
- (9) 学生の諸証明の発行に関すること。
- (10) 学生のインターンシップに関すること。
- (11) 学生の交流（単位互換）に関すること。
- (12) 学生の定期試験及び成績に関すること。
- (13) 高大連携事業（教育に関する事業）に関すること。
- (14) 科目等履修生及び聴講生に関すること。
- (15) 学生の進路（進学・就職等）に関すること。
- (16) 副専攻プログラムに関すること。
- (17) 教養教育部門の事務に関すること。
- (18) 学生の自主演習に関すること。
- (19) 教学マネジメント室の事務に関すること。
- (20) リカレント教育の企画立案に関すること
- (21) 総合相談窓口に関すること。

2 学務課学部等支援室各係においては、担当する学部、学環及び研究科（以下「学部等」と

いう。)に関する次の事務を行う。

- (1) 学部等の長との連絡調整に関すること。
- (2) 事務局各課との連絡調整に関すること。
- (3) 研究科の入学試験に関すること。
- (4) 学部等の特別入試に関すること。
- (5) 学科課程に関すること。
- (6) 授業計画及びその実施に関すること。
- (7) 学生の試験及び成績管理に関すること。
- (8) 学習のガイダンスに関すること。
- (9) 学位の授与に関する事務的なこと。
- (10) 卒業及び修了に関すること。
- (11) 教育実習及び教員免許に関すること。
- (12) 学生及び卒業生の諸証明の発行に関すること。
- (13) 研究生及び科目等履修生等の選考に関すること。
- (14) 公開講座に関すること。
- (15) 教務関連委員会に関すること。
- (16) その他各学部等における固有の事務に関すること。
- (17) 総合相談窓口に関すること。

(入試課)

第8条 入試課においては、次の事務を行う。

- (1) 入試関係における各学部等との連絡調整に関すること。
- (2) 大学入学共通テストの実施に関すること。
- (3) 一般選抜の学生募集、試験実施に関すること。
- (4) 特別選抜（学校推薦型・総合型・社会人・帰国生徒・私費外国人留学生等）、第3年次編入入学選抜及び大学院の入試の総括に関すること。
- (5) アドミッション室の事務に関すること。
- (6) 入試の広報及び情報開示に関すること。
- (7) 高大連携事業（入学者選抜に関する事業）に関すること。

(学生支援課)

第9条 学生支援課においては、次の事務を行う。

- (1) 学生支援関係における各部局との連絡調整に関すること。
- (2) 学生生活の支援に関すること。
- (3) 入学料・授業料の免除及び奨学金（外国人留学生のみを対象とするものを除く）に関すること。
- (4) 学生団体の活動支援及び諸行事に関すること。
- (5) 学生寮、体育、課外、福利厚生施設・設備の維持管理に関すること。
- (6) 学生の健康及び安全衛生の管理に関すること。
- (7) 学生の交通安全及び学内入構に関すること。
- (8) DE I 推進本部の事務に関すること。
- (9) インクルージョン支援推進室の事務に関すること。
- (10) キャンパスライフ・健康支援センターの事務に関すること。

事務分掌規程

- (11) 総合相談窓口に関すること。
- (12) 学生教育研究災害傷害保険に関すること。
- (13) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (14) 国民年金保険料学生納付特例の申請に係る代行事務に関すること。

(国際交流課)

第9条の2 国際交流課においては、次の事務を行う。

- (1) 国際交流関係における各部局との連絡調整に関すること。
- (2) 国際交流に関すること。
- (3) 外国人留学生、外国人研究員及び外国人受託研修員等に関すること。
- (4) 留学生の危機管理に関すること
- (5) 教職員及び学生の海外派遣に関すること。
- (6) 外国人留学生のみを対象とする奨学金に関すること。
- (7) 留学生用借上宿舍に関すること。
- (8) 国際観光学研究センターの事務に関すること。
- (9) 日本学教育研究センターの事務に関すること。
- (10) 総合相談窓口に関すること。

(学術情報課)

第10条 学術情報課においては、次の事務を行う。

- (1) 学術情報関係における各部局との連絡調整に関すること。
- (2) 図書に関すること。
- (3) 閲覧室及び書庫の運用並びに保全に関すること。
- (4) 図書館間の相互利用に関すること。
- (5) 情報検索システムに関すること。
- (6) 図書館資料の複写に関すること。
- (7) 学術情報システムに関すること。
- (8) 情報化推進に関すること。
- (9) 各種情報技術の開発に関すること。
- (10) 情報セキュリティに関すること。
- (11) システム工学部学生の実験、実習、演習及び実験実習機器の管理保全に関すること。
- (12) 学術情報センター（図書館を含む。）の事務に関すること。
- (13) 自校史に関すること。
- (14) データ・インテリジェンス教育研究部門の事務に関すること。

(監査室)

第11条 監査室においては、次の事務を行う。

- (1) 監事監査の補助に関すること。
- (2) 内部監査に関すること。
- (3) 会計監査人との連絡調整に関すること。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月11日一部改正：法人和歌山大学規程第1341号）

この改正規程は、平成24年7月11日から施行する。

附 則（平成24年9月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1346号）

この改正規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1408号）

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1499号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1525号）

この改正規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年2月13日一部改正：法人和歌山大学規程第1585号）

この改正規程は、平成27年2月13日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1657号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1703号）

この改正規程は、平成27年11月27日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1784号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1916号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月21日一部改正：法人和歌山大学規程第1979号）

この改正規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成29年11月24日一部改正：法人和歌山大学規程第2003号）

この改正規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2050号）

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2063号）

この改正規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成30年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2075号）

この改正規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2127号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2240号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2345号）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2437号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2463号）

この改正規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2536号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

事務分掌規程

附 則（令和５年６月２３日一部改正：法人和歌山大学規程第２６５７号）
この改正規程は、令和５年７月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２６日一部改正：法人和歌山大学規程第２７２８号）
この改正規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２８日一部改正：法人和歌山大学規程第２８２１号）
この改正規程は、令和７年４月１日から施行する。